

水戸市地域包括支援センター運営業務（〇〇圏域）委託契約書

委託者と受託者は、次の条項により業務委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者は、地域高齢者の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、水戸市地域包括支援センター運営業務（〇〇圏域）（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

（委託業務の履行）

第2条 受託者は、委託業務を実施するに当たっては、委託者の定める別紙水戸市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて行うものとする。

2 委託者は、委託業務の実施について、仕様書に基づいた業務の遂行が確認できない場合その他必要があると認める場合は、受託者に対し業務の是正その他必要な措置を求めることができる。

（委託期間）

第3条 契約期間は契約日から令和13年3月31日までとする。履行期間は令和8年1月1日から令和13年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託料等）

第5条 委託者は、委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として、

5年総額 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和8年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和9年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和10年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和11年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

令和12年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

を受託者に支払う。

2 委託者は、前項に規定する委託料を各年度ごとに年4回に分割して支払うこととし、別紙、区分表に従って、受託者の請求に基づき、請求日から30日以内に支払うものとする。

（実績報告等）

第6条 受託者は、毎月の委託業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書を、委託者に提出するものとする。

(報告・調査)

第7条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況について、受託者に説明若しくは報告を求め、又は帳簿その他の関係書類を調査することができる。

(帳票の記録、保管等)

第8条 受託者は、委託業務について受託者が所持する会計に関する帳簿その他の書類を、当該委託業務完了日から5年間保存するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を他に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託の制限)

第10条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者から書面により承認を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 委託業務の実施につき、受託者に不正の行為があったとき。
- (2) 受託者が、正当な理由がないのに委託者の指示に従わないとき。
- (3) 期限内に委託業務の完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 警察署長その他の捜査機関からの通報等により受託者が水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項（平成20年水戸市告示第16号）別表に掲げる要件に該当することが判明したとき。

2 委託者又は受託者は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 受託者は、自己の責めに帰すべき理由により委託者又は第三者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害の賠償額は、委託者・受託者協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第13条 受託者は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も、また、同様とする。

(法令等の遵守)

第14条 この契約に定めるもののほか、受託者は、契約履行に関して日本国の法令並びに本市の条例、規則等を遵守しなければならない。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じたときは、委託者・受託者

協議のうえ、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、委託者・受託者記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

茨城県水戸市中央1丁目4番1号
委託者 水戸市
水戸市長 高橋 靖

受託者

別紙

令和8年度

内容	委託料の額	委託料請求時期
委託料総額	金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	
令和8年4月～6月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和8年7月以降
令和8年7月～9月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和8年10月以降
令和8年10月～12月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和9年1月以降
令和9年1月～3月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和9年4月以降

令和9年度

内容	委託料の額	委託料請求時期
委託料総額	金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	
令和9年4月～6月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和9年7月以降
令和9年7月～9月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和9年10月以降
令和9年10月～12月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和10年1月以降
令和10年1月～3月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和10年4月以降

令和10年度

内容	委託料の額	委託料請求時期
委託料総額	金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	
令和10年4月～6月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和10年7月以降
令和10年7月～9月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和10年10月以降
令和10年10月～12月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和11年1月以降
令和11年1月～3月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和11年4月以降

令和11年度

内容	委託料の額	委託料請求時期
委託料総額	金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	
令和11年4月～6月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和11年7月以降
令和11年7月～9月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和11年10月以降
令和11年10月～12月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和12年1月以降
令和12年1月～3月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和12年4月以降

令和12年度

内容	委託料の額	委託料請求時期
委託料総額	金 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	
令和12年4月～6月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和12年7月以降
令和12年7月～9月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和12年10月以降
令和12年10月～12月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和13年1月以降
令和13年1月～3月分	金 〇,〇〇〇,〇〇〇円	令和13年4月以降